

美祢市

障害福祉計画（第7期）

障害児福祉計画（第3期）

【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月



美祢市
MINE CITY

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5

第2章 障害者等の現状

1 人口動態	7
2 身体障害者の現状	9
3 知的障害者の現状	10
4 精神障害者の現状	11
5 難病患者の現状	12
6 障害児の就学の現状	13
7 障害者の雇用の現状	15
8 事業所等アンケート調査の主な結果	16

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	23
2 サービスの体系	26

第4章 成果目標とサービス事業量の見込み

1 令和8年度の成果目標	27
2 障害福祉サービスの見込量	32
3 障害児福祉サービスの見込量	40
4 地域生活支援事業の見込量	43

第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	49
2 計画の進捗管理	50

資料編

1 美祢市地域自立支援協議会要綱	51
2 美祢市地域自立支援協議会委員名簿	54
3 美祢市障害福祉サービス等提供事業所・施設一覧	55



第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、「障害者権利条約」を実現するための近年の障害のある人に係る制度改革や障害のある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和4年3月に「美祢市障害者計画（令和4年度～令和8年度）」、令和3年3月に「美祢市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）」（以下「前計画」という。）を策定し、障害者施策を総合的、計画的に推進してきました。

平成29年2月に、国は「地域共生社会の実現に向けた改革工程」を発表しました。これは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民・各主体が『我が事』として参画し、世代・分野を超えて『丸ごと』つながることを目指したもので、市町村の福祉行政は新たな局面を迎えたと言えます。

その後、地域共生社会を作っていくために、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化する「改正障害者差別解消法」（令和3年）や、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（令和4年）などの関連法案が制定されていきました。また同年には、前計画までの成立背景となっていた「障害者総合支援法」が、障害のある人や難病患者等の地域生活や就労支援の強化等により、安心して暮らし続けられる地域共生社会を構築するため、改正されました。

障害者福祉分野においても、国の「障害者基本計画（第5次）」（令和5年3月）において、地域共生社会の実現に向け、障害のある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去するために、施策の基本的な方向を定めています。

この度、3年に一度の障害福祉計画・障害児福祉計画見直しの時期を迎えましたが、令和5年5月には、直近の障害者保健福祉施策の動向等を踏まえ、前計画策定の基礎となった「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部改正が行われました。

そこで、本市においても、前計画期間中における成果目標の達成状況や障害福祉サービス等の利用実績等を踏まえながら、新しい基本指針に基づく「美祢市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

【障害者施策関連法令などの動向】 『 』は略称を表しています。

年	国の動き
平成 15 年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年	○発達障害者支援法 施行 ・発達障害の定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年	○障害者自立支援法 施行 ・3 障害に係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・就労支援の抜本的な強化 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律『バリアフリー新法』 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年	★障害者権利条約署名
平成 21 年	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障害を対象として明示
平成 23 年	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定及び障害者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障害児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律『障害者虐待防止法』 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年	○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） ・基本理念の制定 ・障害者の範囲見直し（難病などを追加） ○国等による障害者の就労施設等からの物品等の調達に関する法律『障害者優先調達推進法』 施行 ・国などに障害者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画（第 3 次）の策定
平成 26 年	★障害者権利条約批准
平成 28 年	○障害者差別解消法 施行 ・障害を理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 ・障害者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ○[改正]発達障害者支援法 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援
平成 29 年	◆『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」発表
平成 30 年	●障害者基本計画（第 4 次）の策定 ○[改正] 障害者総合支援法及び児童福祉法 施行 ・障害児福祉計画策定の義務付け ・サービスの新設（就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援）等 ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.2%、国や地方公共団体など 2.5%、都道府県などの教育委員会 2.4%へ

年	国の動き
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害の有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現 ○障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備を含む著作権法の一部を改正する法律 施行 ○[改正] 障害者雇用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉サービス等報酬の改定
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ○[改正] 障害者雇用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の短時間雇用に対する特例給付金の支給 ・障害者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設 ◆[障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針]の一部改正
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が居住地に関わらず適切な支援を受けられる ○[改正] 障害者差別解消法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に） ○地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律） 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進 ○こども家庭庁設置法等の成立（R5.4 施行予定） <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童に対する施策は厚生労働省からこども家庭庁に移管 ◆国連障害者権利委員会による政府報告の審査、総括所見の採択・公表 <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育を受ける権利の認識 ・障害者の脱施設化及び自立生活支援 ・精神障害者の非自発的入院及び隔離・拘束に関わる法制度の見直し ○[改正] 障害者差別解消法 施行（R3.6 公布）に基づく国の基本方針の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・閣議決定され、R5 年度中に各府省において対応指針が改定予定
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に促進 ◆障害者雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 2.3%、国や地方公共団体など 2.6%、都道府県などの教育委員会 2.5%へ

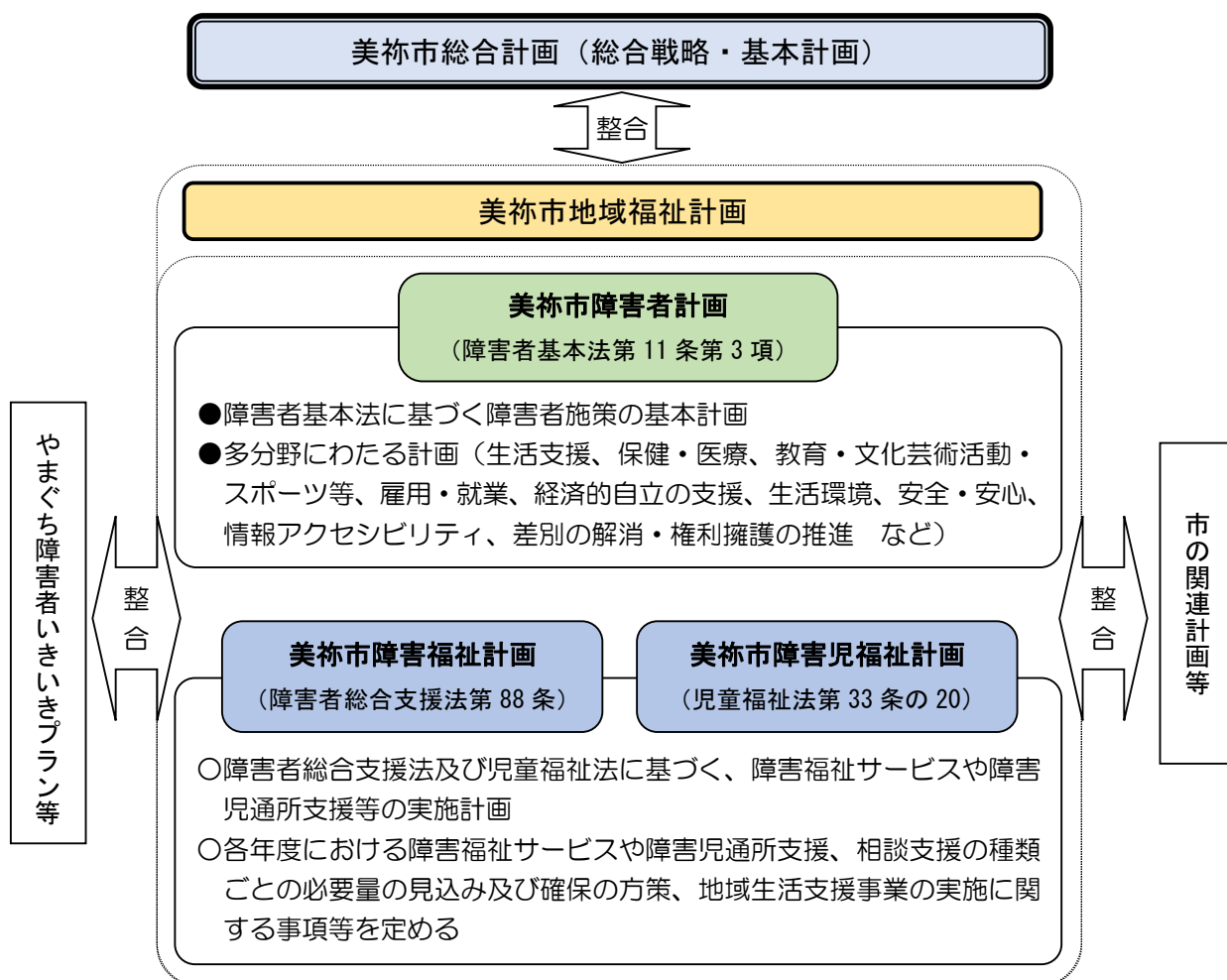
★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

「美祢市障害者計画」が、市における障害のある人に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障害のある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の計画であるのに対し、本計画は障害福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す事業計画として位置づけられます。

また、本計画は、上位計画である「美祢市総合計画（総合戦略・基本計画）」や「美祢市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
障害者計画 (R4~R8)						次期障害者計画				
障害福祉計画 (第6期) 障害児福祉計画 (第2期)			障害福祉計画 (第7期) 障害児福祉計画 (第3期)			障害福祉計画 (第8期) 障害児福祉計画 (第4期)			第9期	

4 計画の策定体制

(1) 協議会の実施

本計画策定にあたっては、幅広く関係者の意見を反映するため、学識経験者や医師のほか、障害者団体の代表などからなる「美祢市地域自立支援協議会」において審議を行いました。

(2) 事業所等アンケート調査

障害のある人を取り巻く現状・課題などを把握するために、本市内の障害福祉に関わる施設・事業所を対象に、事業所等アンケート調査を実施しました。

●事業所等アンケート調査の実施概要

調査対象	本市内の障害福祉サービス提供事業所・施設
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年10月～令和5年11月
回収結果	配布数：24件 有効回収数：24件（有効回収率：100%）

(3) パブリックコメントの実施

令和6年1月に、計画案を公表し、市民からの意見募集を行いました。



第2章

障害者等の現状

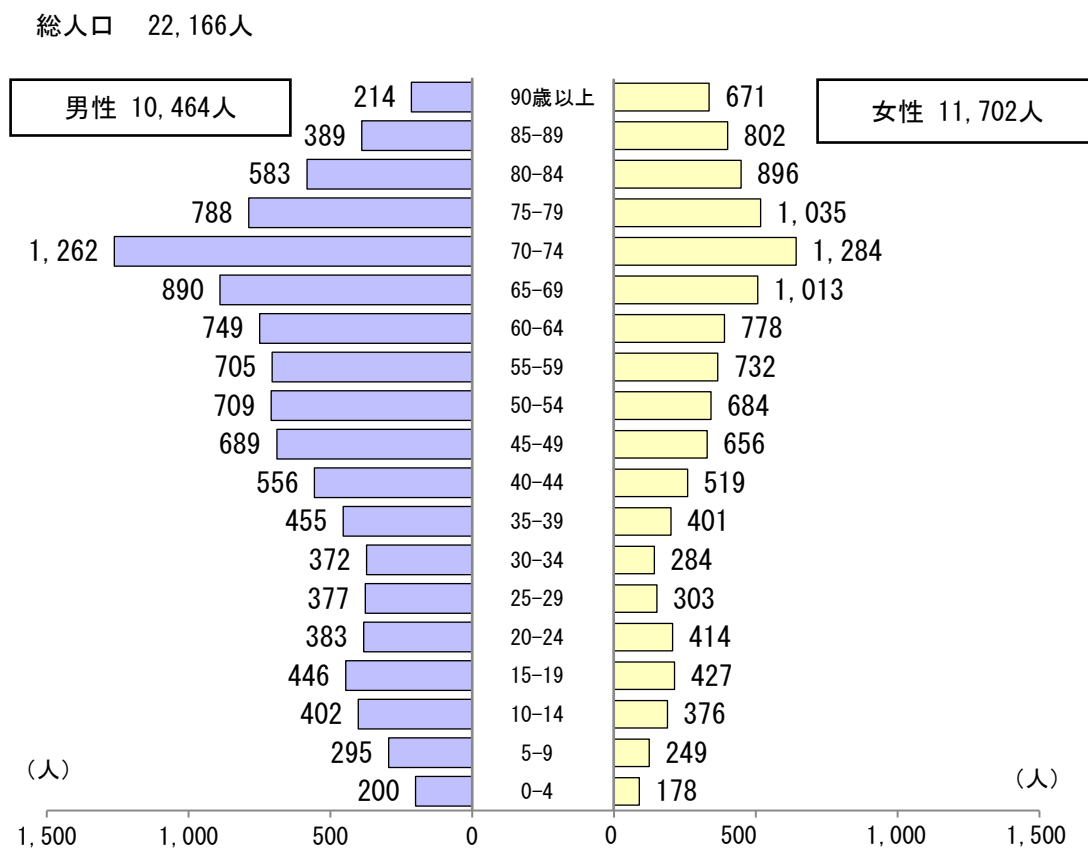
1 人口動態

(1) 人口構造

本市の人口は、令和5年1月1日現在で、男性 10,464 人、女性 11,702 人、合計 22,166 人です。

年齢階層別に見ると、いわゆる団塊の世代を含む 70～74 歳が最も多くなっており、今後 5 年間でこの影響が順次後期高齢期に達することから、後期高齢者数の増加が見込まれます。

人口ピラミッド（令和5年1月1日現在）

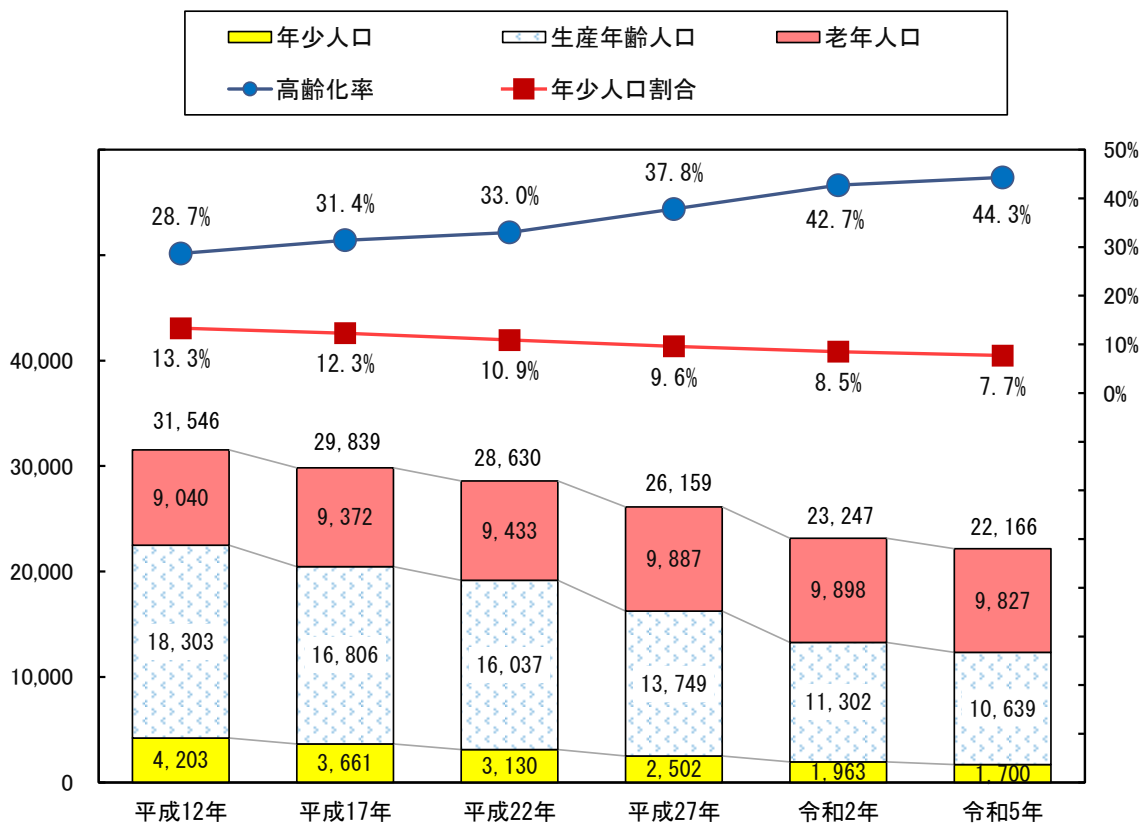


資料：住民基本台帳

(2) 年齢3区分人口の推移

平成12年以降の年齢3区分人口の推移を見ると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が減少を続ける一方で、老年人口（65歳以上）は増加を続けており、少子高齢化が進んでいることがわかります。令和5年1月1日現在の高齢化率は44.3%となっています。

年齢3区分人口と高齢化率等の推移



※総人口には年齢不詳人口を含む
 ※各年10月1日現在(令和5年のみ1月1日現在)

資料:国勢調査(令和5年は住民基本台帳)

2 身体障害者の現状

(1) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和5年度4月1日現在 1,351 人で、年によるばらつきはありますが、令和元年度からの4年間で145人(9.7%)減少しています。

等級別に見ると、1級が最も多く、令和5年度は393人と、全体の29.1%を占めています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

等級	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	418	406	400	400	393
2級	220	213	215	214	202
3級	283	267	285	287	273
4級	377	344	335	325	318
5級	97	83	79	77	78
6級	101	97	91	85	87
合計	1,496	1,410	1,405	1,388	1,351

※各年度4月1日現在

資料:美祢市福祉課

(2) 障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

障害種別に見ても、年によるばらつきはありますが、いずれも減少しています。最も多いのは肢体不自由で、令和5年度は677人と、全体の50.1%を占めており、内部障害が477人(35.3%)でそれに続いています。

障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

障害種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	86	84	86	79	78
聴覚・平衡 機能障害	125	113	109	105	108
音声・言語 障害	10	11	11	12	11
肢体不自由	818	761	735	704	677
内部障害	457	441	464	488	477
合計	1,496	1,410	1,405	1,388	1,351

※各年度4月1日現在

資料:美祢市福祉課

3 知的障害者の現状

本市の療育手帳所持者数は、令和5年度4月1日現在 292人で、ここ数年横ばい傾向にあります。障害程度別に見ると、中軽度のB判定が178人と多く、全体の61.0%を占めています。

障害程度別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

障害程度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A判定	116	108	109	111	114
B判定	170	169	172	178	178
合計	286	277	281	289	292

※各年度4月1日現在

資料:美祢市福祉課

4 精神障害者の現状

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年度4月1日現在 268 人で、等級別に見ると、2 級が 133 人と最も多く、令和5年度は全体の 49.6%を占めています。

また、令和元年度からの推移を見ると、1 級は減少、2 級は横ばい、3 級は増加傾向にあり、全体で見ると 13 人（5.1%）増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

等級	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 級	58	50	54	55	54
2 級	133	122	123	131	133
3 級	64	66	74	76	81
合計	255	238	251	262	268

※各年度4月1日現在

資料:美祢市福祉課

5 難病患者の現状

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。

平成26年12月までは、難病のうち130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、その中で、56の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514疾患（11疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。

令和元年7月1日から、医療費助成制度の対象となる指定難病は333疾病、小児慢性特定疾病は762疾病となっています。

本市における令和4年度末の特定医療費（指定難病）受給者証の所持者は233人、小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者は24人となっています。

一方、平成25年4月からは、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障害福祉サービスが受けられるようになっていきます。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病が対象となっていました。さらに、上記指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の見直しを受け、障害者総合支援法の対象疾病も、平成27年以降段階的に拡大が図られ、令和3年11月1日からは、366疾病が対象となっています。

特定疾患医療受給者証所持者数などの推移

(単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療費(指定難病) 受給者証所持者数	230	243	231	233
小児慢性特定疾病 医療受給者証所持者数	23	26	28	24

※各年度末現在

資料: 山口県健康福祉部健康増進課

6 障害児の就学の現状

(1) 特別支援学級及び通級指導教室の状況

市内の特別支援学級及び通級指導教室の状況は以下のとおりです。

特別支援学級及び通級指導教室の状況

区 分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特別 支援 学級	知的障害	小学校	学級数	5	5	4	6	6
			児童数	10	10	10	12	12
		中学校	学級数	3	4	3	1	1
			生徒数	1	4	3	1	1
	自閉症・ 情緒障害	小学校	学級数	6	7	7	7	7
			児童数	10	11	9	10	11
		中学校	学級数	2	4	4	5	6
			生徒数	5	9	11	13	15
	肢体不自由	小学校	学級数	1	1	1	2	1
			児童数	1	1	1	2	1
		中学校	学級数	1	1	1	0	0
			児童数	2	2	2	0	0
	難聴	小学校	学級数	1	0	0	0	0
			児童数	1	0	0	0	0
		中学校	学級数	0	1	1	0	0
			生徒数	0	1	1	0	0
小計		学級数	19	23	21	21	21	
		生徒数	30	38	37	38	40	
通級 指導 教室	小学校	教室数	5	5	5	5	5	
		児童数	34	36	38	44	45	
	中学校	教室数	1	1	1	1	3	
		生徒数	8	7	9	9	22	
	小計		教室数	6	6	6	6	8
			児童数	42	43	47	53	67
合計		学級・教室数	25	29	27	27	29	
		児童数	72	81	84	91	107	

※各年5月1日現在

資料:美祿市教育委員会事務局学校教育課

(2) 特別支援学校への就学状況

県内の特別支援学校への就学状況は以下のとおりです。

特別支援学校の状況

学校名	所在地 (市町村)	美祢市からの在学者数(人)			
		小学部	中学部	高等部	計
山口県立宇部総合支援学校	宇部市	2	0	11	13
山口県立宇部総合支援学校 美祢分教室	美祢市	4	7	0	11
山口県立山口総合支援学校	山口市	1	0	1	2
山口大学教育学部附属特別支援学校	山口市	1	0	0	1
山口県立周南総合支援学校	周南市	0	0	2	2
合 計		8	7	14	29

※令和5年5月1日現在

7 障害者の雇用の現状

(1) 企業の障害者の雇用状況

令和4年6月1日現在、宇部公共職業安定所管内にある企業の障害者の雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率（2.2％）を達成している企業は180社中111社で、達成率は61.7％となっています。

企業の障害者雇用状況（宇部公共職業安定所管内）

企業数	労働者数 (人)	障害者数 (人)	雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率達成 企業の割合(%)
180	29,654.0	712.0	2.40	111	61.7

※令和4年6月1日現在

資料：山口労働局

※障害者数には、重度障害者(実人数×2)及び重度以外の障害者を含む。

※短時間(週所定労働時間20時間以上30時間未満)労働者1人は0.5人として集計

(2) 市の行政機関における障害者の雇用状況

令和5年6月1日現在、市の行政機関における障害者雇用率は、市長部局で2.9％、教育委員会で3.0％となっており、いずれも法定雇用率を達成しています。

市の行政機関における障害者の雇用状況

部 局	職員数 (人)	対象職員数 (人)	障害者数 (人)	障害者雇用率 (%)
市長部局	412.0	350.0	10.0	2.9
教育委員会	100.5	100.5	3.0	3.0
上下水道局	19.0	19.0	0.0	0.0
病院事業局	336.5	252.5	6.0	2.4
総計	868.0	722.0	19.0	2.6

※令和5年6月1日現在

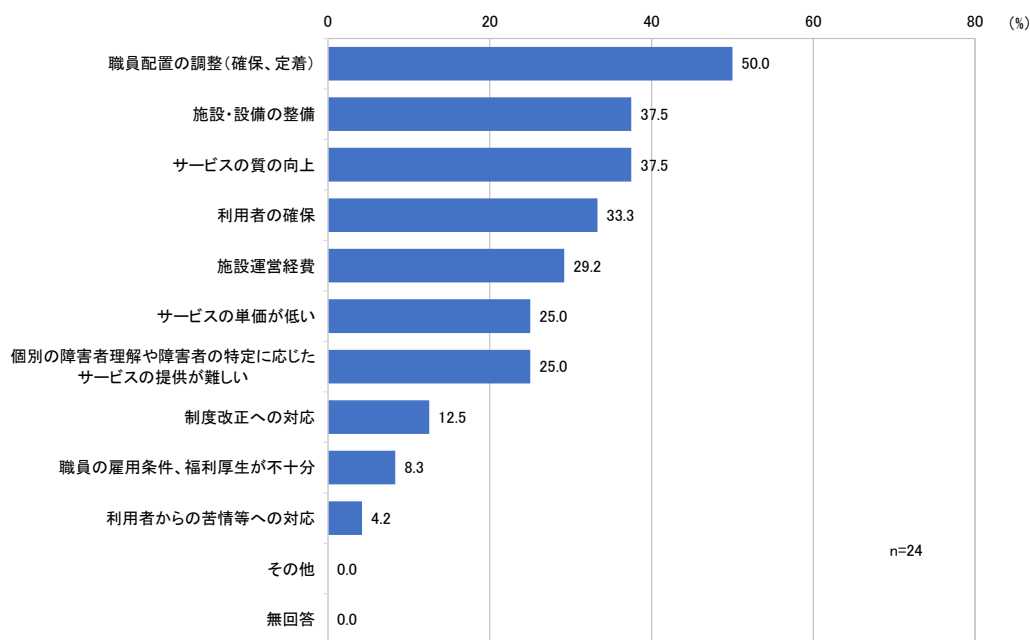
資料：美祢市総務企画部総務課

※職種による除外率算定により、対象職員数調整あり

8 事業所等アンケート調査の主な結果

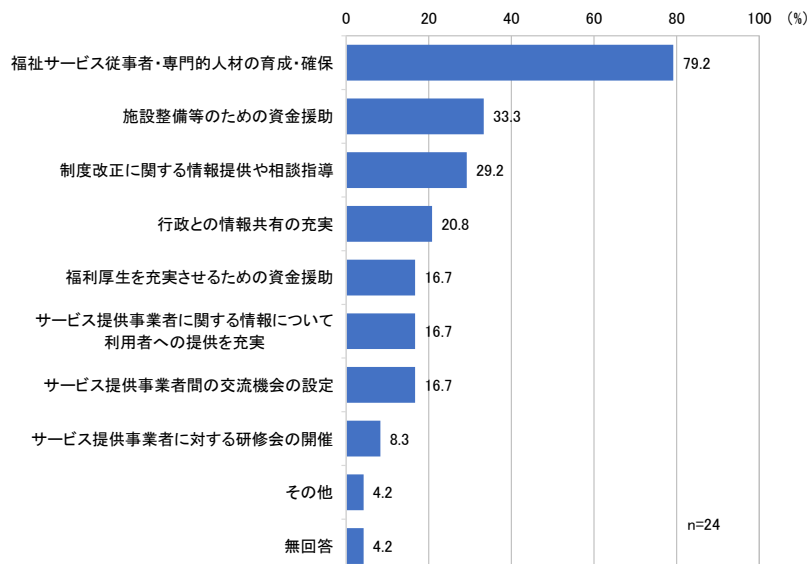
(1) 事業を展開するにあたっての課題

事業展開にあたっての課題としては、「職員配置の調整（確保、定着）」50.0%が最も多く、次いで「施設・設備の整備」「サービスの質の向上」ともに（37.5%）となっています。



(2) サービスの向上のために今後必要な支援

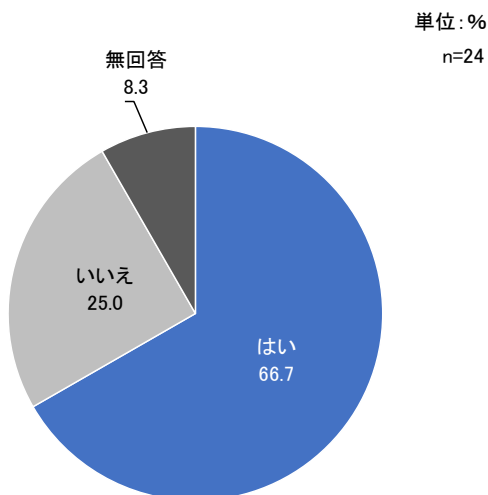
サービスの向上のために今後必要な支援としては、「福祉サービス従事者・専門的人材の育成・確保」が79.2%と最も多く、次いで「施設整備等のための資金援助」が33.3%となっています。



(3) 職員（人材）の育成や確保

① 職員（人材）の確保

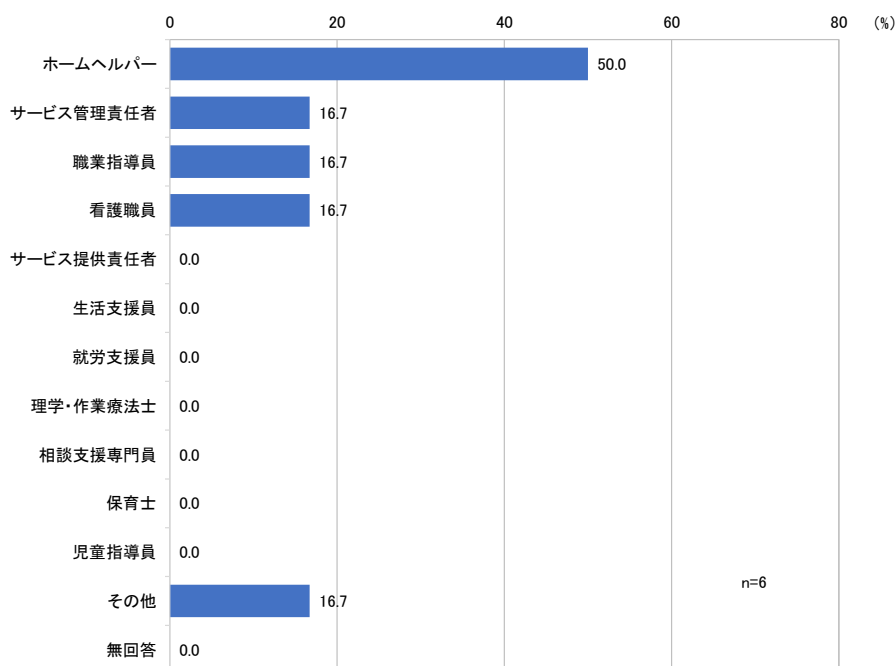
事業を運営するにあたり、人材の確保についてみると、「はい」（確保できている）66.7%、「いいえ」（確保できていない）25.0%となっています。



② 不足している職員（人材）

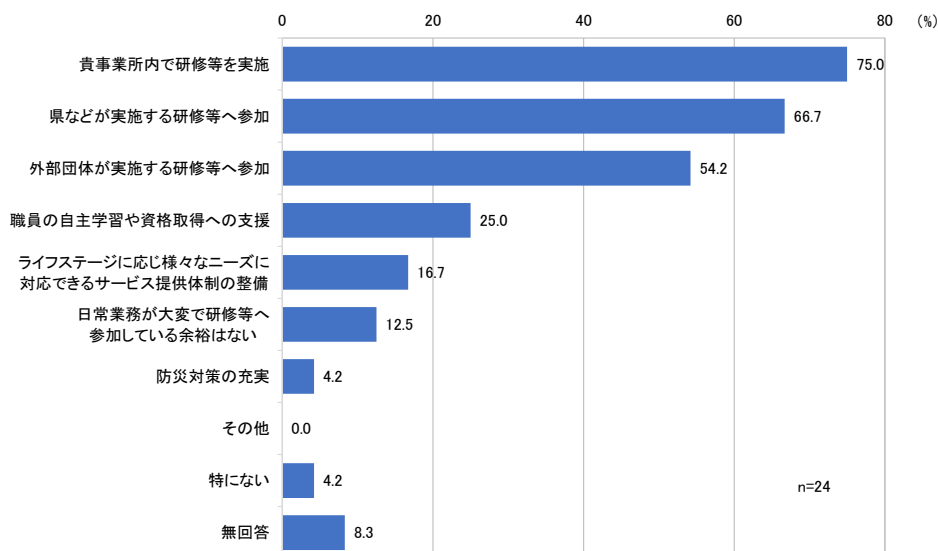
事業所で不足している職員（人材）は、「ホームヘルパー」が50.0%と最も高く、次いで「サービス管理責任者」「職業指導員」「看護職員」ともに（16.7%）となっています。

※前問で、「いいえ」（確保できていない）と回答した事業者のみ



③職員（人材）の育成、確保での注意点

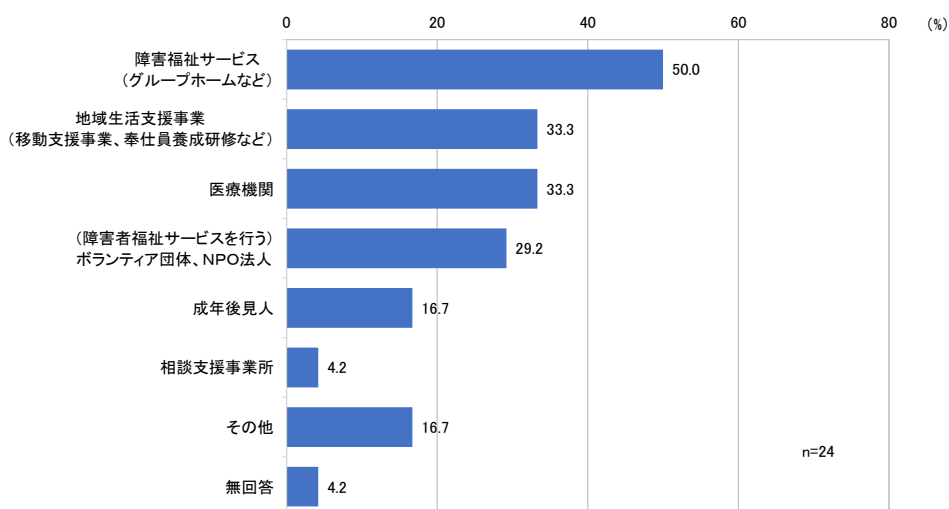
職員（人材）の育成、確保での注意点は、「貴事業所内で研修等を実施」が75.0%と最も高く、次いで「県などが実施する研修等へ参加」66.7%、「外部団体が実施する研修等へ参加」54.2%となっています。



(4) 不足している地域資源（サービス）

① 不足している地域資源（サービス）

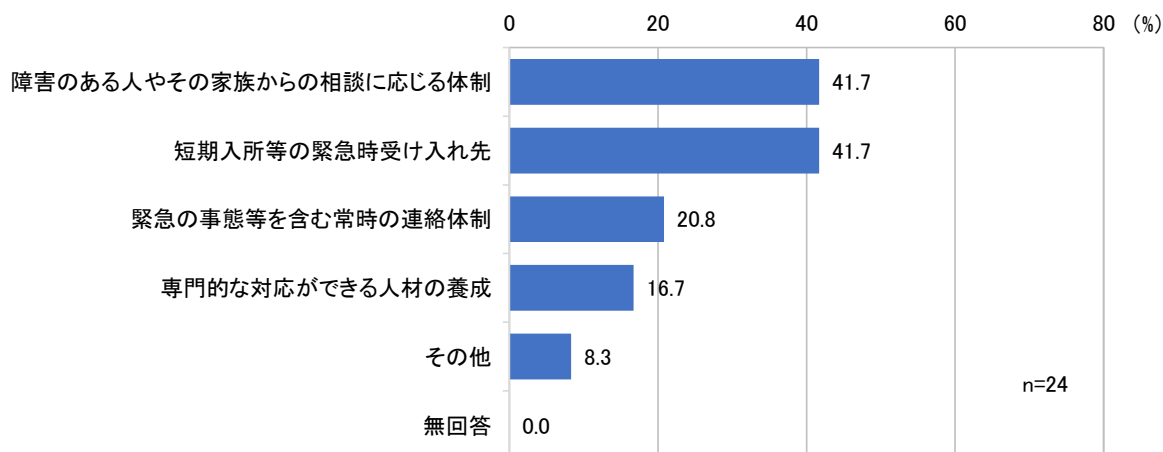
地域に不足している地域資源（サービス）は、「障害福祉サービス（グループホームなど）」が50.0%と最も高く、次いで「地域生活支援事業（移動支援事業、奉仕員養成研修など）」「医療機関」とともに（33.3%）となっています。



② 地域資源（サービス）の課題や問題点

地域資源（サービス）の課題や問題点は、「障害のある人やその家族からの相談に応じる体制」「短期入所等の緊急時受け入れ先」がともに（41.7%）と最も高く、次いで「緊急の事態等を含む常時の連絡体制」20.8%となっています。

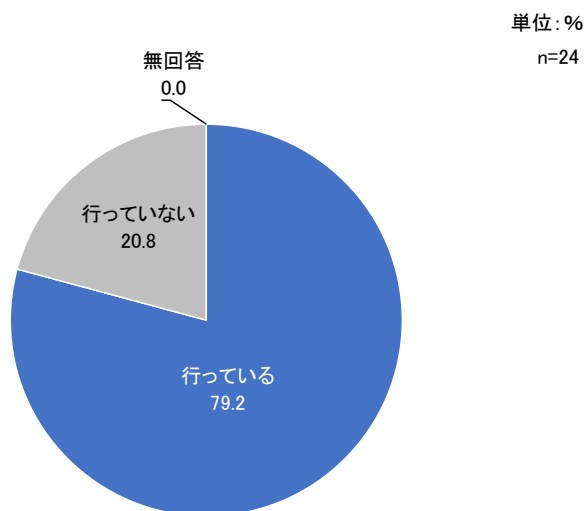
※集計方式を「最も当てはまるものを1つ」から「複数回答」に変更しています。



(5) 他の事業所や地域の関係機関等との連携

①他の事業所・団体との連携の有無

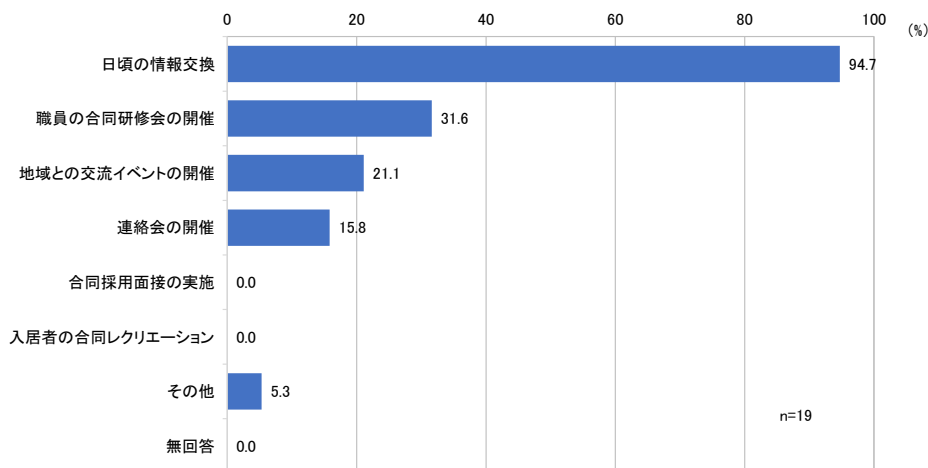
他の事業所・団体との連携については、「行っている」79.2%、「行っていない」20.8%となっています。



②他の事業所・団体との連携内容

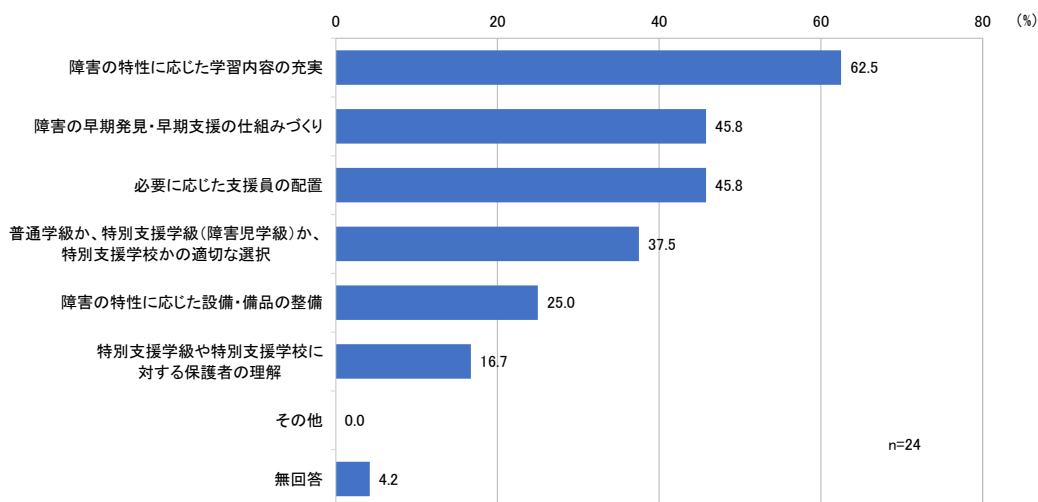
他の事業所・団体との連携内容は、「日頃の情報交換」が94.7%と最も高く、次いで「職員の合同研修会の開催」31.6%、「地域との交流イベントの開催」21.1%となっています。

※前問で、「行っている」と回答した事業者のみ



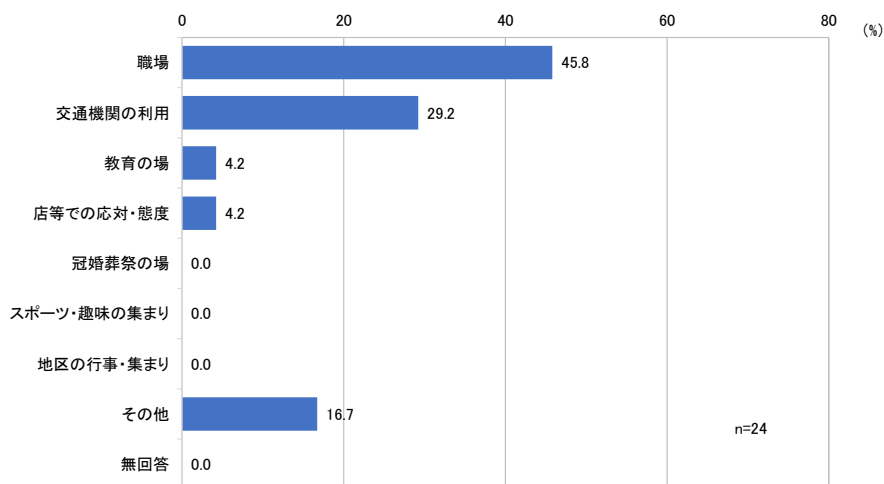
(6) 障害児の教育・育成に求められているもの

障害のある子どもの教育・育成に求められているものとしては、「障害の特性に応じた学習内容の充実」が62.5%と最も多く、次いで「障害の早期発見・早期支援の仕組みづくり」「必要に応じた支援員の配置」ともに(45.8%)となっています。



(7) 合理的配慮の必要な箇所

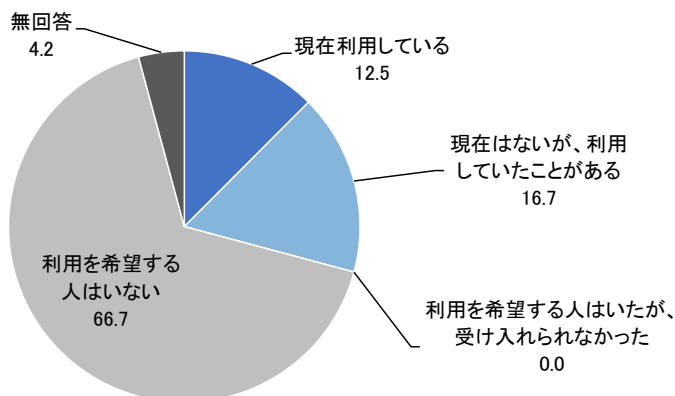
合理的配慮の必要な箇所は、「職場」が45.8%と最も多く、次いで「交通機関の利用」29.2%、「教育の場」「店等での対応・態度」ともに(4.2%)となっています。



(8) 強度行動障害のある人の利用状況

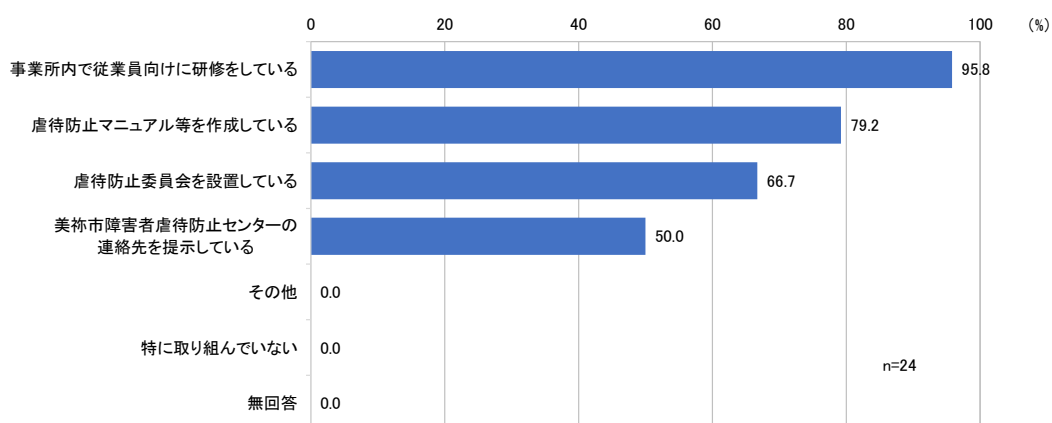
強度行動障害のある人の利用状況は、「利用を希望する人はいない」が66.7%と最も多く、次いで「現在はないが、利用していたことがある」16.7%、「現在利用している」12.5%となっています。

単位: %
n=24



(9) 虐待防止の取り組み

虐待防止の取り組みについては、「事業所内で従業員向けに研修をしている」が95.8%と最も多く、次いで「虐待防止マニュアル等を作成している」79.2%、「虐待防止委員会を設置している」66.7%、「美祢市障害者虐待防止センターの連絡先を提示している」50.0%となっています。





第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

美祢市障害者計画の基本目標である「住み慣れた地域で だれもが安心して暮らせる まちづくり」の実現に向けて、国の基本指針及び障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に挙げる7つを基本理念とし、その推進を図ります。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者及び障害児の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施と充実

障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施し、障害福祉サービスのさらなる充実に向けた取り組みを推進します。

発達障害のある人や高次脳機能障害のある人は精神障害のある人に含まれること、難病等の方々が各種障害者手帳の有無に関わらず、障害福祉サービス、相談支援等が利用できることの周知を図ります。

また、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用を促します。

(3) 入所・入院等からの地域生活への移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

障害のある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤を整えます。

障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を必要とする人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、障害福祉現場におけるハラスメント対策やICTの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

(7) 障害者の社会参加を支える取り組み定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要です。

特に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加したりする機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

さらに、障害のある人等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

2 サービスの体系

障害のある人を対象としたサービスの体系は以下のとおりです。

大分類	小分類	サービスの種類
障害福祉サービス	(1)訪問系サービス	①居宅介護
		②重度訪問介護
		③同行援護
		④行動援護
		⑤重度障害者等包括支援
	(2)日中活動系サービス	①生活介護
		②自立訓練(機能訓練・生活訓練)
		③就労選択支援
		④就労移行支援
		⑤就労継続支援(A型)
		⑥就労継続支援(B型)
		⑦就労定着支援
		⑧療養介護
		⑨短期入所(福祉型・医療型)
	(3)居住系サービス	①自立生活援助
		②共同生活援助(グループホーム)
③施設入所支援		
(4)相談支援	①地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)	
	②計画相談支援	
障害児福祉サービス	(1)障害児通所支援	①児童発達支援
		②医療型児童発達支援
		③居宅訪問型児童発達支援
		④放課後等デイサービス
		⑤保育所等訪問支援
	(2)障害児相談支援	①障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助
	地域生活支援事業	(1)必須事業
②自発的活動支援		
③相談支援		
④成年後見制度利用支援		
⑤意思疎通支援		
⑥日常生活用具給付等		
⑦手話奉仕員養成		
⑧移動支援		
⑨地域活動支援センター運営		
(2)任意事業		①訪問入浴サービス
		②日中一時支援
		③社会参加支援



第4章

成果目標とサービス事業量の見込み

1 令和8年度の成果目標

前計画では、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和5年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、従来の5つの成果目標の一部見直しを含め7つの成果目標設定が求められています。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和5年度末までに、令和元年度末現在の施設入所者（50人）の2%（1人）を地域生活へ移行すること及び令和2年度末現在の施設入所者の1.6%（1人）の削減を目標としていましたが、令和4年度末現在の施設入所者は48人で、施設入所者数の削減を達成することができました。

本計画では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和4年度末時点における施設入所者（48人）の2.0%（1人）以上を令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における福祉施設入所者を、令和4年度末時点から2.0%（1人）以上削減することを目標とします。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
前計画の 実績	令和4年度末現在の施設入所者数	48人
	令和4年度末までの削減数	2人
	令和4年度末までの地域生活移行者数 [※]	0人
本計画の 目標値	令和8年度末の施設入所者数	47人
	令和5年度から令和8年度末までの削減数	1人
	令和5年度から令和8年度末までの地域生活移行者数 [※]	1人

※ 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

活動指標	前計画 (実績)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)	0	1	1	1

(3) 地域生活支援の充実

障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人等の地域生活支援を推進する観点から、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援が求められます。そのため、国の基本指針では、地域生活支援拠点等を令和2年度までに各市町村又は各圏域に1か所整備することとなっていました。

地域生活支援拠点等の機能としては、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つが求められており、本市では、美祢市地域自立支援協議会の地域生活支援拠点等整備検討部会における議論を通じ、市内の事業所の役割分担を明確にしながら、面的整備による地域生活支援拠点等の構築を進めてきました。

今後も、美祢市地域自立支援協議会の地域生活支援拠点等整備検討部会において、地域生活支援拠点の機能充実に向けた運用状況の検証と検討を行いながら、その機能充実を図ります。

活動指標	前計画 (実績)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数(か所)	1	1	1	1
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数(回/年)	1	2	2	2

強度行動障害を有する人に関し、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

前計画では、令和5年度における年間の一般就労への移行者数の目標を5人と設定していましたが、令和3年度の一般就労移行者数は1人となっています。本計画では、国の基本指針に基づき、令和8年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1倍以上（1人）にすることを目標とします。

なお、前計画では、「福祉施設から一般就労への移行」を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを基本とし、国の基本指針に基づき、令和5年度中に就労移行支援事業等の利用者数の目標値を6人と設定していましたが、令和3年度末の利用者数は5人となっています。

数値目標2：福祉施設から一般就労への移行		
前計画の実績	令和3年度の年間一般就労移行者数	1人
	令和3年度末現在の就労移行支援事業利用者数	5人
本計画の目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数	1人
	（うち就労移行支援事業所利用者数）	1（人）
	（うち就労継続支援A型事業所利用者数）	0（人）
	（うち就労継続支援B型事業所利用者数）	0（人）

②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

本計画では、国の基本指針に基づき、令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者（5人）のうち、4割（2人）が就労定着支援事業を利用し、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。市内の就労定着支援事業所は1か所のため、その就労定着率を7割以上とする必要があります。

数値目標3：就労定着支援の利用者数及び就労定着率		
本計画の目標値	令和8年度の就労定着支援事業利用者数	2人
	就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数	1か所

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

本市では、障害児に対する専門的な支援の確保という観点から、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制整備に努めてきました。現在、圏域内に児童発達支援センターは2か所、保育所等訪問支援事業所は3か所整備されており、既に国の基本指針で示された整備基準を達成しています。

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても、現在、圏域内に3か所整備済みで、今後もその利用促進を図っていきます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、本市では、保健、医療、福祉、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、令和元年度から医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターの配置を行っています。

今後も、医療的ケア児支援に関する課題を抽出し解決に向けた協議を行い、さらなる支援の充実を図ります。

成果指標	前計画 (実績)	本計画(見込み)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター箇所数 (か所/圏域)	2	2	2	2
保育所等訪問支援実施箇所数 (か所/圏域)	3	3	3	3
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数(か所/圏域)	3	3	3	3
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場(か所)	1	1	1	1
医療的ケア児支援に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人)	1	1	1	1

(6) 相談支援体制の充実・強化等

①総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを基本とします。国の基本方針に則り、基幹相談支援センターの設置をめざし、必要に応じて関係機関と連携して支援を行います。そのなかで、精神障害のある人や障害のある子どもの早期発見、虐待の相談などの複合的な問題についても、一人ひとりの心身の状況や意向等をふまえ、よりきめ細かな情報共有と包括的な相談支援に対応していきます。

②地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援に努めるとともに、美祢市地域自立支援協議会において地域の相談機関との連携強化の取り組みを行います。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加に努め、業務の質の向上を図ります。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ります。

2 障害福祉サービスの見込み

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	49	56	46	47	48	49
利用時間 (時間/月)	650	663	696	720	736	752

※サービス見込み量の単位

時間/月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日/月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

② 重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障害のある人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	0	0	0	1	1	1
利用時間 (時間/月)	0	0	0	150	150	150

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、ヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	1	5	5	5	5	5
利用時間 (時間/月)	1	16	23	30	30	30

④ 行動援護

知的障害、精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、ヘルパーが行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	0	0	0	1	1	1
利用時間 (時間/月)	0	0	0	3	3	3

⑤ 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害のある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要である障害のある人に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	94	91	91	95	96	97
利用日数 (人日/月)	1,726	1,663	1,703	1,760	1,780	1,800

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障害のある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■自立訓練(機能訓練)

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

■ 自立訓練（生活訓練）

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	4	3	2	3	3	3
利用日数 (人日/月)	34	36	35	66	66	66

③ 就労選択支援

障害のある人の希望、就労能力や適性等に合った就労選択を支援し、関係機関との橋渡しを行うサービスです。令和7年度から新しく開始されます。

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	-	-	-	-	1	1
利用日数 (人日/月)	-	-	-	-	1	1

④ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	6	7	3	4	4	4
利用日数 (人日/月)	72	69	42	84	84	84

⑤ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	16	15	15	16	17	18
利用日数 (人日/月)	269	269	287	336	357	378

⑥ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	98	97	95	94	96	98
利用日数 (人日/月)	1,532	1,539	1,568	1,598	1,632	1,666

⑦ 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障害のある人について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	7	3	1	2	2	2

⑧ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	5	4	4	5	5	5

⑨ 短期入所(福祉型・医療型)

居宅で介助(介護)する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

■短期入所(福祉型)

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	9	8	10	5	6	6
利用日数 (人日/月)	44	18	26	50	60	60

■短期入所(医療型)

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	0	0	0	1	1	1
利用日数 (人日/月)	0	0	0	10	10	10

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障害のある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。

	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	0	0	0	1	1	1

② 共同生活援助(グループホーム)

障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	40	42	39	39	40	41

③ 施設入所支援

生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	50	48	48	48	48	47

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害のある人又はその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	254	249	193	250	250	200

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	1	1	0	1	1	1

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人、地域生活が不安定な障害のある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	0	0	0	1	1	1

3 障害児福祉サービスの見込み

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

（1）障害児通所支援

① 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする子どもが療育を受けられる場を提供するサービスで、障害の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障害のある子どもの家族を対象とした支援や保育所等の障害のある子どもを預かる施設の援助等にも対応します。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	1	1	1	1	1	1
利用人数 (人日/月)	1	2	3	3	3	3

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある子どもに対して、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	0	0	0	1	1	1
利用人数 (人日/月)	0	0	0	3	3	3

③ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対して、発達支援が提供できるよう、障害のある子どもの居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	0	0	0	1	1	1
利用人数 (人日/月)	0	0	0	1	1	1

④ 放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	23	27	27	28	29	30
利用人数 (人日/月)	274	293	309	350	392	434

⑤ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害のある子ども、または今後利用する予定の障害のある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	0	1	3	3	2	2
利用人数 (人日/月)	0	1	1	9	6	6

(2) 相談支援

① 障害児相談支援（障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助）

障害のある子どもの自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもに対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者実人数 (人)	26	31	26	26	27	28

4 地域生活支援事業の見込み

本市では、障害のある人がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発活動を実施し、地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図る事業です。

第7期においても、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるため研修会を開催します。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回/年)	1	1	1	1	1	1

② 自発的活動支援事業

障害のある人等及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援し、共生社会の実現を図る事業です。

第7期においても、障害のある人等及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回/年)	0	0	0	1	1	1

③ 相談支援事業

○相談支援事業

障害のある人やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービスなどの必要な情報の提供と利用の援助、専門サービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡・調整し、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

現在、市内の1事業所に委託しています。

○地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場です。

本市では、障害者（児）支援体制の整備を図るため、美祢市地域自立支援協議会を平成20年に設置しています。また、専門部会として地域生活支援拠点等整備検討部会、地域生活支援部会、就労支援部会、教育支援部会の4部会を設置し、各部会で支援に向けた課題、課題解決の方策を検討しています。専門部会活用と協議会の活性化に努め、関係機関のネットワーク強化と相談支援事業の強化充実を図ります。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所数	(か所)	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	(か所)	1	1	1	1	1	1

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助する事業です。

利用希望に対応できるサービス提供体制を整えるとともに、事業の周知を図ります。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	(人/年)	0	0	0	1	1	1

⑤ 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人及び障害のある子どもに対し、意思疎通を仲介する手話・要約筆記等の通訳者の派遣を行い意思疎通の円滑化を図る事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者派遣事業 実利用者数	(人/年)	8	7	6	6	6	6
要約筆記者派遣事業 実利用者数	(人/年)	1	0	0	1	1	1

⑥ 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障害のある人等に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付するサービスです。

対象となる日常生活用具は以下のとおりです。

○介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットなど身体介護を支援する用具や障害のある子どもが訓練に用いるイス等。

○自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具。

○在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具。

○情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭など、情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具。

○排泄管理支援用具

ストーマ用装具など、排泄管理を支援する用具及び衛生用品。

○居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	1	0	2	3	3	3
自立生活支援用具	(件/年)	5	2	2	3	3	3
在宅療養等支援用具	(件/年)	0	1	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	2	4	2	2	2	2
排泄管理支援用具	(件/年)	702	772	706	710	710	710
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(件/年)	1	4	1	1	1	1

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が自立した生活を営むことができるよう研修を行う事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成研修受講者数	(人/年)	12	9	9	9	10	10

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的として、ヘルパーが外出時に付き添い、外出先での介護やコミュニケーション支援を行うサービスです。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数	(人/月)	2	2	3	2	2	2
延べ利用時間数	(時間/年)	87	68	45	45	45	45

⑨ 地域活動支援センター運営事業

創作的活動及び生産活動の機会の提供、地域との交流促進等の便宜を供与することにより、障害のある人の地域生活支援の促進を図る事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施箇所数	(か所)	1	1	1	1	1	1
実利用者数	(人/年)	10	11	10	10	10	10

(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な身体障害のある人等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔保持及び心身機能の維持を図るサービスです。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数	(人/年)	0	0	0	1	1	1

② 日中一時支援事業

障害のある人等の日中における活動の場を確保し、社会に適應するための日常的な訓練を行うとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図る事業です。

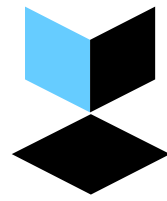
区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数	(人/年)	34	39	46	48	50	52
利用日数	(日/年)	2,090	1,977	2,820	2,845	2,870	2,895

③ 社会参加支援事業

レクリエーション活動等を通じて、障害のある人の体力増進や交流を促進したり、文字による情報入手が困難な障害のある人のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供したりするサービスです。

また、自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するなど、障害のある人の社会参加を促進するサービスです。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
レクリエーション活動等支援 実施回数	(回/年)	9	11	15	15	15	15
点字・声の広報等発行事業 実利用者数	(人/年)	7	7	6	6	6	6
自動車運転免許取得事業 実利用者数	(人/年)	0	1	1	1	1	1
自動車改造費助成事業 実利用者数	(人/年)	3	0	1	1	1	1



第5章

計画の推進体制

1 関係機関等との連携

障害のある人に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労など多岐にわたっているため、福祉課が中心となり、これら庁内関係部署との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障害のある人や難病患者、障害者団体や社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障害者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

以上のような社会資源間のネットワークの核として「美祢市地域自立支援協議会」を位置づけ、地域の関係機関の連携を強化します。

2 計画の進捗管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されている管理手法の一つで、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

本計画の推進にあたっては、福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。



資料編

1 美祢市地域自立支援協議会要綱

平成 20 年 9 月 1 日

告示第 178 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日告示第 73 号

平成 29 年 12 月 1 日告示第 137 号

令和 2 年 9 月 23 日告示第 143 号

令和 4 年 4 月 1 日 告示 第 71 号

(設置)

第 1 条 本市における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、美祢市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が、相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立性・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (2) 援助が困難な事例への対応に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 障害者等が地域で生活するために必要なサービス等の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する障害者計画、法第 88 条に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 に規定する障害児福祉計画に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）への取組に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害者等の福祉のために市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉団体関係者
- (3) 障害者団体関係者
- (4) ボランティア団体関係者

- (5) 障害者等及びその家族
- (6) 行政機関関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めた者
(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求めて、その意見を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第7条 専門の事項を審議するため、協議会に専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、協議会の会長が指名する委員及び部会委員（以下「専門部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、専門部会委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会を招集し、審議した結果を協議会に報告しなければならない。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報告)

第8条 会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年告示第 73 号）

この告示は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年告示第 56 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 78 号）

この告示は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 73 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 137 号）

この告示は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 143 号）

この告示は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年告示第 71 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 美祢市地域自立支援協議会委員名簿

任期：令和5年11月1日～令和8年10月31日

区 分	委 員 名	
(1)学識経験者		三 浦 洋 介
(2)保健、医療、福祉団体関係者	美祢市医師会 副会長	中 元 起 力
	美祢郡医師会 会長	竹 尾 善 文
	美祢市社会福祉協議会 障害福祉課課長	内 藤 秀 治
	社会福祉法人 同朋福祉会 理事	河 内 淳 慈
	社会福祉法人 豊徳会 在宅介護支援センター青景園管理者補佐	廣 中 邦 恵
	社会福祉法人 周美会 グループホーム幸嶺園 サービス管理責任者	原 川 カズミ
(3)障害者団体関係者	美祢市身体障害者福祉協会 会長	大 塚 鉄 男
	美祢市手をつなぐ育成会 会長	阿 川 光 三
(4)ボランティア団体関係者	美祢ボランティア連合会 副会長	大 元 公
(5)行政機関関係者	美祢市教育委員会学校教育課 指導主事	古 庄 又
(6)前各号に掲げるもののほか、 市長が特に認めた者	美祢市商工会 事務局長	小 野 義 夫
	美祢市民生委員児童委員協議会 障害者（児）福祉部会長	安 部 哲 男
	総合相談支援センターみね 相談支援専門員	藤 井 眞 壽 美
	公募委員	末 永 義 美

委員数：16名

3 美祢市障害福祉サービス等提供事業所・施設一覧

【居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護】

事業所名称	所在地	定員 (人)	電話番号
(有) ライフサポートどれみ	美祢市大嶺町東分 3168-1	-	0837-53-0758
美祢市社会福祉協議会 美祢東事業所	美祢市美東町大田 5870-1	-	08396-2-1133
介護サービスひまわり	美祢市大嶺町東分 349-5	-	0837-52-2236
介護サポートなでしこ	美祢市大嶺町東分来福台 4-9-5	-	0837-52-3077
ライフサポートケア悠	美祢市伊佐町伊佐 5632-1	-	0837-52-9201

【同行援護】

事業所名称	所在地	定員(人)	電話番号
ライフサポートケア悠	美祢市伊佐町伊佐 5632-1	-	0837-52-9201

【生活介護】

事業所名称	所在地	定員(人)	電話番号
ライプリーあそかの園	美祢市於福町上 4017-1	50	0837-56-1813
MINE あそかの園	美祢市大嶺町東分 1710-1	10	0837-54-1232

【短期入所（ショートステイ）】

事業所名称	所在地	定員 (人)	電話番号
ライプリーあそかの園	美祢市於福町上 4017-1	6 (うち5人は空床型)	0837-56-1813
特別養護老人ホーム青景園	美祢市秋芳町青景 1873	-	0837-65-2244

【就労移行支援】

事業所名称	所在地	定員 (人)	電話番号
あそかの園	美祢市於福町下 3365-1	6	0837-56-5038

【就労定着支援】

事業所名称	所在地	定員 (人)	電話番号
あそかの園	美祢市於福町下 3365-1	20	0837-56-5038

【就労継続支援A型（雇用型）】

事業所名称	所在地	定員 (人)	電話番号
きっちんセンターともの園	美祢市於福町上 4377-3	20	0837-56-0881

【就労継続支援B型（非雇用型）】

事業所名称	所在地	定員 (人)	電話番号
あそかの園	美祢市於福町下 3365-1	34	0837-56-5038
ワークショップぴのきお	美祢市美東町大田 5870-1	20	08396-2-1594
さつき園	美祢市大嶺町東分 281-1	20	0837-52-1289
ワークショップりんどう	美祢市秋芳町秋吉 5313-1	20	0837-62-0080

【共同生活援助（グループホーム）】

事業所名称	所在地	定員 (人)	電話番号
グループホームあそかの園	美祢市於福町上 4017-1	30	0837-56-1813
障害者グループホーム幸嶺園	美祢市伊佐町伊佐 5647-2	20	0837-52-4565

【施設入所支援】

事業所名称	所在地	定員 (人)	電話番号
ライプリーあそかの園	美祢市於福町上 4017-1	50	0837-56-1813

【放課後等デイサービス】

事業所名称	所在地	定員 (人)	電話番号
MINE あそかの園	美祢市大嶺町東分 1710-1	10	0837-54-1232

【計画相談支援（特定相談支援事業所）】

事業所名称	所在地	定員 (人)	電話番号
総合相談支援センターみね	美祢市大嶺町東分 1710-1	-	0837-54-0039
美祢相談支援センターあきよし	美祢市大嶺町東分 320-1	-	0837-52-5222

【地域移行支援・地域定着支援（一般相談支援事業所）】

事業所名称	所在地	定員 (人)	電話番号
総合相談支援センターみね	美祢市大嶺町東分 1710-1	-	0837-54-0039

【障害児相談支援（障害児相談支援事業所）】

事業所名称	所在地	定員 (人)	電話番号
総合相談支援センターみね	美祢市大嶺町東分 1710-1	-	0837-54-0039

【地域活動支援センター】

事業所名称	所在地	定員(人)	電話番号
美祢市地域活動支援センター ひので	美祢市伊佐町伊佐 2090-3	10	0837-52-0896

美祿市障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）

令和6年3月

発行 山口県美祿市
企画・編集 美祿市福祉課

〒759-2292 山口県美祿市大嶺町東分 326-1
TEL (0837) 52-5227
FAX (0837) 52-1490
